

村山市重点作物推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、重点作物の産地化と販路拡大により本市の代表格となる農産物を作り出し、営農指導の強化などにより安定した高品質生産を目指し、農業所得の向上と担い手確保につなげていくため、これにかかる事業（以下「事業」という。）に対し、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱でいう重点作物は、サクランボ、モモ、スイカ、トマトとする。

(補助の種類、対象経費及び要件等)

第3条 補助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 土壌改良の支援
- (2) 視察研修の支援
- (3) 苗木購入の支援
- (4) サクランボハウスビニール被覆作業の支援

2 前項各号に掲げる補助の対象経費及び要件等は、別表1のとおりとする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 別表1に掲げる書類
- (2) 上記ほか市長が必要と判断する書類

(補助金交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったとき、その内容を審査のうえ適正と認める場合はすみやかに補助金の交付決定を行い、その旨を通知するものとする。

(変更申請)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「事業主体」という。）がその決定を受けた内容を変更するときは、あらかじめ変更交付申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、変更交付決定を受けなければならない。ただし、補助対象経費の増減が4割以内の変更については、この限りでない。

(実績報告)

第7条 事業主体は、事業を完了したとき、実績報告書（別記様式第7号）に別表1に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する報告を受けたとき、その内容を審査のうえ適正と認める場合はすみやかに補助金の額を確定し、通知するものとする。

2 前項の規定により確定した額が第5条の規定により交付決定した額と同額である場合は、前項に規定する通知を省略することができる。この場合、第5条の規定により交付決定した額をもって前項に規定する確定した額とみなす。

(帳簿等の保管)

第9条 補助金の交付にかかる帳簿及び証拠書類は、当該年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。